

公益社団法人 長野県トラック協会

会長 殿

令和5年度全国安全週間にむけて

日頃より労働基準行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度第96回「全国安全週間」が、

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

のスローガンの下、7月1日～7月7日を本週間として実施されます。

全国安全週間は、人命尊重という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを」を目的に実施されているものです

長野県における労働災害の現状については、リーマンショックの翌年である平成21年を境に増加傾向を示し、昨年では、休業4日以上死傷者数は2,294人（前年比+7.6%）と過去21年間で最多となりました。また、労働災害による死亡者数は、ここ10年間下げ止まっており、昨年は前年比6人増の21人と、未だに多くの尊い命が失われています。

事故の型別では、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が約40%以上を占めているほか、死亡労働災害においては、墜落・転落、挟まれ・巻き込まれ等が多くを占めています。

また、全年齢に占める60歳以上の労働者の割合が増加する中で、労働災害の死傷者数においても60歳以上の労働者の割合が増加しています。

このような状況を踏まえ、当局におきましては、本年度から新たな5か年計画としてスタートする

「長野県における第14次労働災害防止推進計画」（14次防）

を策定し、同計画に基づく労働災害防止対策を積極的に推進しているところです。

14次防では、

- ・ 死傷災害について、2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに5%以上減少すること
- ・ 死亡災害について、2022年と比較して、2027年において5%以上減少することを大きな目標としています。

目標達成に向け、労働災害の多数を占める作業行動に起因する死傷災害について、設備改善などハード面の対策に加えて運動プログラムなどソフト面の取組等を推進することとしています。

また、高年齢労働者の労働災害防止対策としてエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を推進することとしています。

死亡労働災害の防止に向けた業種別対策については、各業種の重点災害に応じた墜落・転落防止対策の徹底、非定常時における運転の停止といった基本的な対策の徹底、リスクアセスメント実施等を推進することとしています。

また、2030年頃に国内の石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、石綿ばく露防止対策の確保・推進に向け、改正石綿障害予防規則により本年10月から義務化される一定の要件を満たす建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施など、改正政省令の確実な実施を図ることとしています。

さらに、熱中症予防に向けて、長野県における重点取組期間である7月、8月を迎えるに当たり、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症対策、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置の確認など重点的な対策の徹底を図ることとしています。

なお、これまでに発生した死亡労働災害においては、単独作業時に発生したもの、非定常作業時に発生したものが多く認められるところです。

このため、単独作業の忌避、非定常作業における作業マニュアルの作成とその実施の徹底に係る要請等についても14次防に基づく各種対策の推進と併せて実施することとしています。

皆様方におかれては、安全週間の趣旨・目的、長野県内における労働災害の現状、14次防の趣旨・内容等に御理解・ご協力をいただくようお願いいたします。

そして、「誰もが安心して働ける信州」を目指して、本安全週間を契機として、職場の安全衛生総点検の実施など、自主的な労働災害防止の推進を図るとともに、14次防の着実な推進等に向け、労使一丸となった取組をお願いします。

令和5年6月20日

長野労働局長

久富 康生

令和4年 労働災害発生状況

(令和5年1月末とりまとめ)

長野労働局

区 分	休業4日以上之死傷災害						死亡災害				
	業 種	令和2年	令和3年	令和4年	対前年増減		令和4年 構成比(%)	令和2年	令和3年	令和4年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食 料 品 製 造 業	205	203	231	28	13.8	10.1	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	3	1	6	5	500.0	0.3	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	15	20	33	13	65.0	1.4	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	7	6	7	1	16.7	0.3	0	0	1	1
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印刷製本業	12	8	20	12	150.0	0.9	0	0	0	0
	化 学 工 業	34	25	28	3	12.0	1.2	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	15	20	22	2	10.0	1.0	0	0	1	1
	鉄鋼・非鉄金属製造業	10	18	13	▲ 5	▲ 27.8	0.6	0	0	1	1
	金 属 製 品 製 造 業	71	53	93	40	75.5	4.1	1	0	0	0
	一般機械器具製造業	35	47	63	16	34.0	2.7	0	0	0	0
	電気機械器具製造業	40	47	67	20	42.6	2.9	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	20	27	28	1	3.7	1.2	1	0	0	0
	電気・ガス・水道業	3	4	5	1	25.0	0.2	0	0	0	0
	その他の製造業	32	26	22	▲ 4	▲ 15.4	1.0	2	1	0	▲ 1
	小 計	502	505	638	133	26.3	27.8	4	1	3	2
鉱 業	7	8	8	0	0.0	0.3	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	87	102	103	1	1.0	4.5	1	4	2	▲ 2
	建 築 工 事 業	145	128	153	25	19.5	6.7	1	2	3	1
	内数(木造家屋建築工事業)	43	42	57	15	35.7	2.5	0	0	1	1
	その他の建設業	36	51	40	▲ 11	▲ 21.6	1.7	0	1	3	2
	小 計	268	281	296	15	5.3	12.9	2	7	8	1
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	陸上貨物運送事業	153	195	195	0	0.0	8.5	0	4	2	▲ 2
	内数(道路貨物運送業)	151	191	192	1	0.5	8.4	0	4	2	▲ 2
	その他の運輸・貨物取扱業	63	52	40	▲ 12	▲ 23.1	1.7	2	0	0	0
	小 計	216	247	235	▲ 12	▲ 4.9	10.2	2	4	2	▲ 2
林 業	48	47	34	▲ 13	▲ 27.7	1.5	1	0	1	1	
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業	50	47	48	1	2.1	2.1	2	1	0	▲ 1	
そ の 他 の 業 種	小 売 業	291	256	299	43	16.8	13.0	3	0	0	0
	社 会 福 祉 施 設	187	212	201	▲ 11	▲ 5.2	8.8	1	0	0	0
	旅 館 業	43	60	69	9	15.0	3.0	0	1	1	0
	飲 食 店	56	51	55	4	7.8	2.4	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	15	15	15	0	0.0	0.7	1	1	0	▲ 1
	ビルメンテナンス業	37	50	71	21	42.0	3.1	0	0	1	1
	警 備 業	15	19	24	5	26.3	1.0	0	0	0	0
	そ の 他	303	334	301	▲ 33	▲ 9.9	13.1	0	0	5	5
	小 計	947	997	1,035	38	3.8	45.1	5	2	7	5
合 計	2,038	2,132	2,294	162	7.6	100.0	16	15	21	6	

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和4年の合計は5,129人、令和3年は2,338人、令和2年は2,063人。

令和4年における死亡災害事例

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	河川土木工事業	転倒 掘削用機械	工所用仮設道路を開設するため、約20度の傾斜地上でクレーン機能付きドラグ・ショベル(転倒時保護構造あり)(以下「重機」)を運転して、クレーンモードに切り替えずに鋼板を敷設していたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、シートベルト未着用の被災者は運転席から飛び降りたが、横転した重機の下敷きとなった。
2	1月	旅館業	崩壊、倒壊 その他の環境等	建物屋根の雨水、雪解け水を排水するための水路にできた氷柱(長さ約3~4m。以下「つらら」という。)をハンマーで叩いて撤去していたところ、崩れたつららの下敷きとなった。
3	2月	その他の卸売業	飛来、落下 その他の環境等	工場屋根に積もった雪が垂れ下がって、大きな雪庇(せっぴ)ができ、建築物の一部を損壊するおそれがあったため、被災者は、雪庇を落とす準備作業を行っていたところ、雪庇が落下し、その下敷きになった。
4	2月	河川土木工事業	激突され 掘削用機械	法面ブロック積の業務において、被災者は、碎石の裏込めを行うドラグ・ショベル(以下「重機」)の可動範囲内にも入りながら、手工具等による碎石の締固め作業に従事していたところ、重機運転者が立ち上がって施工状況を確認し再度運転席へ座る際に着衣が操作レバーに引っ掛かり、意図せず重機が旋回し、バケットに激突された。
5	2月	電気通信工事業	激突され 立木等	斜面で支障木(樹高:約20m、アカマツ)にチェーンソーで受け口(地上1m強)と追い口を入れ、同樹木の高さ約9mに取り付けたワイヤーロープをチルホールで巻き取って伐倒したところ、伐倒木の根元部が地面に当たった際に跳ね上がり、伐倒木から見て斜面下方の近くで作業を監視していた被災者に激突した。
6	3月	建築設備工事業	墜落、転落 掘削用機械	被災者は、土捨て場に土砂を運搬し、土砂を法肩付近から斜面下方に落として整地する作業に従事していた(法肩位置は順次前進)。被災当日、単独で小型車両系建設機械(ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし)を法肩の傍で走行させていた際、片側の履帯が斜面(傾斜角約40度)にはみ出し、同機とともに高さにして約4メートル転落し、同機の下敷きとなった。
7	4月	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路) トラック	カーブが連続する道路において、10tダンプトラックを運転していた被災者が、対向のダンプトラックとすれ違う際に接触し、そのまま対向車線のガードレールを突き破り、路肩から約30メートル転落した。
8	4月	機械器具設置工事業	はさまれ、巻き込まれ クレーン	天井走行クレーンのクレーンガーダ上で作業員3名が点検作業中、直接視認できない位置の運転士が声掛けした後に当該クレーンを走行させたところ、作業員3名のうち歩道端部に立っていた被災者が、張り出した建物梁と歩道の手すりとの間にはさまれた。点検作業に係る安全確認の合図方法等は明確に定めていなかった。

令和4年における死亡災害事例

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
9	6月	産業廃棄物処理業	崩壊、倒壊 金属材料	大型の機械設備を解体するため、エアープラズマ切断機を用いて溶断作業を行っていたところ、溶断していた機械設備の一部(鋼板)が倒れ、その下敷きになった。やらずの設置やチェーンブロックの使用など、切断に伴う機械設備の倒壊防止措置は講じられていなかった。
10	6月	金属製家具製造業	墜落、転落 建築物、構築物	事業場敷地内の幅数mの緑地帯(擁壁上部)において刈払い機を用いて草刈り作業中、3mを超える高さの擁壁上から墜落した。緑地より内側に柵はあったが、外側(擁壁上端部)に柵は無かった。また、保護帽や墜落制止器具の着用など、墜落による危険防止措置は講じられていなかった。
11	7月	その他の卸売業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	顧客企業の農業用ハウス内において14時頃から被災者一人で自動カーテンのワイヤー交換作業を行っていたところ、意識を失い倒れた。 17時頃に顧客関係者に発見され、救急搬送されたが、熱中症疑いで死亡が確認された。
12	7月	その他の卸売業	墜落、転落 トラック	買付先の作業員がフォークリフトにより、4トラックの鳥居部と荷台後方の架台とに渡す形で積載した竹の束の上に、長さ約8mの竹の束(重さ約50kg)を重ねて置こうとしたが、そこから滑り落ち、側面のあおり上にいた被災者に激突。被災者は転落し、あおり上端より約1m低位のコンクリートブロックに後頭部を打った。保護帽は未着用。
13	7月	木造家屋建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	木造2階建て住宅の建方作業において、1階梁上(2階床面)で作業を行っていたところ、梁の間にかけて渡され、固定がされていない足場板のはねだした部分に乗ったことで、体勢を崩し、足場板とともに約3mに墜落した。保護帽は着用していたものの、防網や親網の設置、墜落制止器具の着用・使用などの墜落による危険防止措置は講じられていなかった。
14	9月	木材伐出業	激突され 立木等	チェーンソーを用いて、偏心した広葉樹(胸高及び伐根直径約40cm、樹高約25m、樹種:ナラ)を伐倒していたところ、追い口切りの途中で幹が縦に裂け上がり、裂けた樹木が被災者に激突した。
15	10月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落 建築物、構築物	鉄筋コンクリート造3階建て建築物の解体工事中、屋根裏フロアにおいて、フレキシブルコンテナバッグ(以下「フレコン」)に詰めた建築廃材を地上に下ろすため、建築物端部に脚立を渡しスロープを作り、2名でその上を移動させ建築物端部からフレコンを投下していたところ、うち1名がフレコンや脚立とともに墜落し、高さ約10m下の地面に激突した。
16	10月	鋳物業	崩壊、倒壊 荷姿の物	被災者は、床面に置いた金属製コンテナの中を確認していたところ、すぐ脇の3段に積み重ねられていた金属製コンテナ(3段の積み上げ高さ:3m弱)が倒壊(最上段のコンテナ重量:1t強)し、被災者に激突した(保護帽は破砕)。

令和4年における死亡災害事例

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
9	6月	産業廃棄物処理業	崩壊、倒壊 金属材料	大型の機械設備を解体するため、エアープラズマ切断機を用いて溶断作業を行っていたところ、溶断していた機械設備の一部(鋼板)が倒れ、その下敷きになった。やらずの設置やチェーンブロックの使用など、切断に伴う機械設備の倒壊防止措置は講じられていなかった。
10	6月	金属製家具製造業	墜落、転落 建築物、構築物	事業場敷地内の幅数mの緑地帯(擁壁上部)において刈払い機を用いて草刈り作業中、3mを超える高さの擁壁上から墜落した。緑地より内側に柵はあったが、外側(擁壁上端部)に柵は無かった。また、保護帽や墜落制止用器具の着用など、墜落による危険防止措置は講じられていなかった。
11	7月	その他の卸売業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	顧客企業の農業用ハウス内において14時頃から被災者一人で自動カーテンのワイヤー交換作業を行っていたところ、意識を失い倒れた。 17時頃に顧客関係者に発見され、救急搬送されたが、熱中症疑いで死亡が確認された。
12	7月	その他の卸売業	墜落、転落 トラック	買付先の作業員がフォークリフトにより、4tトラックの鳥居部と荷台後方の架台とに渡す形で積載した竹の束の上に、長さ約8mの竹の束(重さ約50kg)を重ねて置こうとしたが、そこから滑り落ち、側面のあおり上にいた被災者に激突。被災者は転落し、あおり上端より約1m低位のコンクリートブロックに後頭部を打った。保護帽は未着用。
13	7月	木造家屋建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	木造2階建て住宅の建方作業において、1階梁上(2階床面)で作業を行っていたところ、梁の間にかけ渡され、固定がされていない足場板のはねだした部分に乗ったことで、体勢を崩し、足場板とともに約3mに墜落した。保護帽は着用していたものの、防網や親網の設置、墜落制止用器具の着用・使用などの墜落による危険防止措置は講じられていなかった。
14	9月	木材伐出業	激突され 立木等	チェーンソーを用いて、偏心した広葉樹(胸高及び伐根直径約40cm、樹高約25m、樹種:ナラ)を伐倒していたところ、追い口切りの途中で幹が縦に裂け上がり、裂けた樹木が被災者に激突した。
15	10月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落 建築物、構築物	鉄筋コンクリート造3階建て建築物の解体工事中、屋根裏フロアにおいて、フレキシブルコンテナバッグ(以下「フレコン」)に詰めた建築廃材を地上に下ろすため、建築物端部に脚立を渡しスロープを作り、2名でその上を移動させ建築物端部からフレコンを投下していたところ、うち1名がフレコンや脚立とともに墜落し、高さ約10m下の地面に激突した。
16	10月	鋳物業	崩壊、倒壊 荷姿の物	被災者は、床面に置いた金属製コンテナの中を確認していたところ、すぐ脇の3段に積み重ねられていた金属製コンテナ(3段の積み上げ高さ:3m弱)が倒壊(最上段のコンテナ重量:1t強)し、被災者に激突した(保護帽は破砕)。

令和5年 労働災害発生状況

(5月末現在速報)

参 考 2

長野労働局

区 分	休業4日以上 の 死傷災害						死亡災害				
	業 種	令和3年	令和4年	令和5年	対前年増減		令和5年 構成比(%)	令和3年	令和4年	令和5年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食 料 品 製 造 業	74	90	58	▲ 32	▲ 35.6	7.3	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	1	4	2	▲ 2	▲ 50.0	0.3	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	8	16	7	▲ 9	▲ 56.3	0.9	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	2	4	4	0	0.0	0.5	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印刷製本業	2	5	3	▲ 2	▲ 40.0	0.4	0	0	0	0
	化 学 工 業	6	7	19	12	171.4	2.4	0	0	1	1
	窯業・土石製品製造業	7	8	6	▲ 2	▲ 25.0	0.8	0	0	0	0
	鉄鋼・非鉄金属製造業	6	3	5	2	66.7	0.6	0	0	0	0
	金 属 製 品 製 造 業	8	36	15	▲ 21	▲ 58.3	1.9	0	0	0	0
	一般機械器具製造業	15	24	14	▲ 10	▲ 41.7	1.8	0	0	0	0
	電気機械器具製造業	14	25	23	▲ 2	▲ 8.0	2.9	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	6	9	7	▲ 2	▲ 22.2	0.9	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	1	3	1	▲ 2	▲ 66.7	0.1	0	0	0	0
	その他の製造業	15	9	12	3	33.3	1.5	1	0	0	0
小 計	165	243	176	▲ 67	▲ 27.6	22.2	1	0	1	1	
鉱 業	5	1	0	▲ 1	▲ 100.0	0.0	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	37	40	44	4	10.0	5.6	2	2	0	▲ 2
	建 築 工 事 業	34	61	52	▲ 9	▲ 14.8	6.6	1	1	1	0
	内数(木造家屋建築工事業)	12	26	12	▲ 14	▲ 53.8	1.5	0	0	0	0
	その他の建設業	19	10	11	1	10.0	1.4	0	2	0	▲ 2
	小 計	90	111	107	▲ 4	▲ 3.6	13.5	3	5	1	▲ 4
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	陸上貨物運送事業	65	85	69	▲ 16	▲ 18.8	8.7	4	1	1	0
	内数(道路貨物運送業)	63	84	67	▲ 17	▲ 20.2	8.5	4	1	1	0
	その他の運輸・貨物取扱業	19	28	22	▲ 6	▲ 21.4	2.8	0	0	0	0
	小 計	84	113	91	▲ 22	▲ 19.5	11.5	4	1	1	0
林 業	23	11	9	▲ 2	▲ 18.2	1.1	0	0	0	0	
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業	13	12	11	▲ 1	▲ 8.3	1.4	0	0	1	1	
そ の 他 の 業 種	小 売 業	89	112	116	4	3.6	14.6	0	0	0	0
	社 会 福 祉 施 設	69	58	73	15	25.9	9.2	0	0	0	0
	旅 館 業	18	23	24	1	4.3	3.0	1	1	0	▲ 1
	飲 食 店	25	21	23	2	9.5	2.9	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	3	3	7	4	133.3	0.9	0	0	0	0
	ビルメンテナンス業	14	30	15	▲ 15	▲ 50.0	1.9	0	0	0	0
	警 備 業	6	10	7	▲ 3	▲ 30.0	0.9	0	0	0	0
	そ の 他	110	124	133	9	7.3	16.8	0	1	0	▲ 1
	小 計	334	381	398	17	4.5	50.3	1	2	0	▲ 2
合 計	714	872	792	▲ 80	▲ 9.2	100.0	9	8	4	▲ 4	

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和5年の合計は1,176人、令和4年は959人、令和3年は833人。

令和5年における死亡災害事例

整理 番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	3月	プラスチック製 品製造業	はさまれ、巻 き込まれ その他の一 般動力機械	被災者は、自動機械の機械可動範囲(上下に稼働する)内に身体を入れたところ、上昇した可動部分と当該機械のフレーム部分に上半身がはさまれた。 ※災害時の作業内容は不明。
2	3月	農業	はさまれ、巻 き込まれ 整地・運搬・ 積込み用機 械	被災者は、ドラグショベルで木材チップをすくい上げ、アームを上げたまま、近接して、不整地運搬車を運転した後退させたところ、ドラグショベルのバケットと不整地運搬車の運転席フレームとの間に身体の一部をはさまれた。
3	3月	その他の建築 工事業	飛来、落下 エレベ ーター、リフト	被災者は、建物の改装工事現場で、小荷物昇降機の撤去作業をしていたところ、上部から当該昇降機の重り(カウンターウエート)が落下し、当該昇降機の搬器と重りの間に体をはさまれた。
4	5月	一般貨物自動 車運送業	交通事故(道 路) トラック	高速道路において、貨物自動車を運転していた被災者は、追越車線側のトンネル入口部分に衝突し、死亡した。